

大田区任期付職員採用選考案内 (法務・課長級)

◆「任期付職員」とは、採用時に任期を定めて採用される正規職員のこと
で、給与・勤務時間などは他の正規職員と同様の取扱いです。

令和 7 年 9 月 1 日
大 田 区

1 背景

大田区の学校教育分野では、区立学校管理に関連する訴訟リスクの増加に加えて、SNSを含むICT活用に伴う個人情報管理や情報発信に伴う課題、いじめ問題の複雑化など、対応すべき問題が多様化・複雑化・高度化しており、持続可能な法務相談体制の構築を目指しています。

主に学校教育分野での法務・課長級職員として、学校内で発生する各種問題に対し、法規に関する専門知識を基に、迅速な法的助言や支援を提供するとともに、教育委員会事務局職員の法務能力向上のための研修や指導等を担っていただける職員を募集いたします。

2 職務内容、採用予定数等

職務の級	採用 予定数	職務内容
課長級	1 名	1 学校からの直接的な相談業務及び法律知識に基づく支援等（債権回収、交渉、訴訟対応等） 2 教育委員会内の人事関係、各ハラスメント等に関する相談、支援業務等 3 教育委員会各種事業における各種法的対応における相談、支援等 4 学校教育分野での重大事態の未然防止に関する調査・研究 5 その他、教育委員会職員の法律知識に関する研修・指導等 6 行政不服審査法に基づく審査請求（教育委員会に対するものを除く。）における審理員業務

3 任期

令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

※業務の都合等により、採用日から 5 年を限度に延長する場合があります。

4 受験資格（年齢・性別は問いません。）

以下の①から⑦までの条件をすべて満たしていることが必要です。

- ① 日本国籍を有すること。
- ② 司法修習を終了した者又は弁護士法第 5 条により弁護士となる資格を有する者。
- ③ 弁護士としての実務経験が 4 年以上あること。
- ④ 地方公務員法第 16 条のいずれにも該当しないこと。
- ⑤ 弁護士法第 7 条のいずれにも該当しないこと。
- ⑥ 大学卒業後 11 年以上を経過している者（採用日現在）。
- ⑦ 現に大田区の常勤職員でない者。（ただし、現に大田区の職員で、教育公務員、又は「地方公務員法」、「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律」若しくは「地方

公務員の育児休業等に関する法律」の規定に基づき採用されている任期付職員は受験できません。)

※④⑤については参考をご確認ください。

5 選考方法

(1) 第一次選考

選考方法	書類選考
合格発表	令和7年10月上旬 ◆合否にかかわらず、第一次選考応募者全員に結果通知を郵送します。

(2) 第二次選考

選考方法	口述試験
実施日	令和7年10月14日・17日いずれかのうち、区が指定する日
場所	大田区役所本庁舎（大田区蒲田5-13-14）
合格発表	令和7年12月上旬 ◆第一次選考・第二次選考の結果を総合的に判断し、合格者を決定します。 ◆合否にかかわらず、第二次選考受験者全員に結果通知を郵送します。

※詳細については、第一次選考合格者に個別に通知します。

※最終合格は、特別区人事委員会の承認後となります。

6 申込手続

(1) 提出書類（提出書類は一切返却しませんのでご了承ください。）

- ① 受験申込書
- ② 職務経歴書
- ③ 司法修習を終了したこと又は弁護士となる資格を有することが証明できる書類の写し

(2) 申込方法等

所定の提出書類に必要事項を記入し、いずれかの方法で申し込んでください。

申込方法	簡易書留による郵送（※）又は持参
申込期間（共通）	令和7年9月1日（月）から令和7年9月30日（火）まで （郵送の場合は当日消印有効）
持参受付時間	午前8時30分から午後5時15分まで（土・日・祝日を除く。）
郵送（持参）先	〒144-8621 東京都大田区蒲田5-13-14 大田区役所総務部人事課人事担当（大田区役所本庁舎5階）

※簡易書留によらないものの事故に関しては、責任を負いかねます。封筒の表に「大田区任期付職員（法務・課長級）採用選考受験申込」と朱書きしてください。

7 勤務条件

(1) 給与

給料は、職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用に関する条例に基づき決定します。

【例示】40歳の場合 給料月額 約389,800円（年収 約980万円）

※実際の給料月額は、職務経験等に基づいて決定されます。（上記の給与モデルは職務経

験を大学卒業後 18 年間として計算。)

※給料月額及び年収は、令和 7 年 4 月 1 日現在のものです。

※年収には、地域手当、管理職手当、期末・勤勉手当を含み、税及び社会保険料を控除する前の金額です。

※条例等の規定により、通勤手当、扶養手当、住居手当等が支給される場合があります。

※採用時まで給与改定があった場合は、それによります。

(2) 勤務日・勤務時間

原則として、月曜日～金曜日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までで、週 38 時間 45 分勤務です。

(3) 休暇等

年間 20 日の年次有給休暇のほか慶弔休暇等があります。

(4) 服務

任期中は、地方公務員として、営利企業等の従事制限など地方公務員法の服務に関する規定が適用になります。したがって、現在就労している方については原則として退職していただきます。

(5) その他

ア 弁護士会の会費等は、自己負担となります。

イ 就業場所は、原則敷地内禁煙です。

8 その他

(1) 合格発表後、申込書の記載事項が正しくないことが判明した場合、合格を取り消すことがあります。

(2) 個人情報については、個人情報の保護に関する法律及び大田区個人情報の保護に関する法律施行条例による適性管理を行っています。大田区では、提出された関係書類やそれに基づき作成した資料等を採用選考及び採用事務にのみ使用し、厳重に管理するとともに、特別区人事委員会等の採用関係機関以外の第三者には提供いたしません。また、既定の保存年限経過後には適切な方法で廃棄しています。

参考

【地方公務員法第 16 条（欠格条項）】

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

一 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者

三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第 60 条から第 63 条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者

四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(※) 平成 11 年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）は受験できません。

【弁護士法第7条（弁護士の欠格事由）】

次に掲げる者は、第4条、第5条及び前条の規定にかかわらず、弁護士となる資格を有しない。

- 一 禁錮以上の刑に処せられた者
- 二 弾劾裁判所の罷免の裁判を受けた者
- 三 懲戒の処分により、弁護士若しくは外国法事務弁護士であつて除名され、弁理士であつて業務を禁止され、公認会計士であつて登録を抹消され、税理士であつて業務を禁止され、又は公務員であつて免職され、その処分を受けた日から3年を経過しない者
- 四 成年被後見人又は被保佐人
- 五 破産者であつて復権を得ない者

大田区役所（本庁舎）案内図



所在地：〒144-8621 東京都大田区蒲田 5-13-14

交 通：JR 京浜東北線／東急池上線／東急多摩川線
東口から徒歩1分

問い合わせ先

大田区総務部人事課人事担当

03-5744-1152